

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(ポスター掲示の手続) 第35条 候補者がポスター掲示場に公選法 <u>第143条第1項第5号</u> のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。	(ポスター掲示の手続) 第35条 候補者がポスター掲示場に公選法 <u>第143条第1項第4号の3及び第5号</u> のポスターを掲示するときは、立候補届出の順位と同一の区画番号の区画に掲示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の公職選挙法等執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。